

申告会場 **キラメッセぬまづ 市民ギャラリー**

開設期間 **2月16日(金)～3月15日(金)**

※土・日曜日、祝日は除きます。

開設時間 **9時～17時(受付は16時まで)**

※混雑緩和のため、入場には整理券が必要です。整理券は、会場での当日配付とLINEを使った事前発行の2つの方法で入手できます。整理券の配付状況に応じ、後日の来場をお願いすることがありますので、ご理解ご協力をお願いします。

※整理券の配付状況は、国税庁ホームページから確認できます。



国税庁 LINE公式アカウント



国税庁ホームページ 令和5年分確定申告

◆公的年金等を受給されている人へのお知らせ

・公的年金等(外国年金を除く)の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、**所得税の確定申告は必要ありません**(市県民税の申告が必要な場合があります)。
・所得税の還付を受けるためには、確定申告をする必要があります。

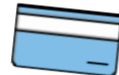
◆申告会場では、基本的にご自身のスマートフォンで確定申告をしていただきます

・青色申告決算書及び収支内訳書の提出が必要な人は、**予め作成の上ご来場ください**。
・スマートフォンを持っていない人は、申告会場にあるパソコンをご利用ください。



申告に必要なもの

- 右ページ「申告に必要なもの」①②
- 本人名義の金融機関の名称・支店名・口座番号等がわかるもの
- マイナポータルアプリをインストールしたスマートフォン
- マイナンバーカード及び署名用電子証明書・利用者証明用電子証明書のパスワード
- 税務署から送付された確定申告用紙や「確定申告のお知らせ」はがき、前年分の申告書(控)や収支内訳書等の控え



※確定申告は自宅等からできるe-Tax(イータックス)をご利用ください

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、青色申告決算書や収支内訳書のほか、消費税の申告書がスマートフォンで作成できます。作成した申告書等は、スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを使用してe-Tax(国税電子申告・納税システム)で自宅等から送信できます。

※申告会場で住宅ローン控除に関する確定申告説明会を開催します

とき 2月13日(火)～15日(木)、9時～17時(受付は16時まで)

ところ **キラメッセぬまづ 市民ギャラリー**

※混雑緩和のため、申告会場への入場には整理券が必要です。

※必要書類等が全て揃っている場合は、その場で確定申告書の作成と提出ができます。



ご不明な点は、チャットボットや電話でお問い合わせください

- ▶チャットボットを利用して、相談ができます。国税庁ホームページで質問を入力すると、AIを活用して自動回答するチャットボット「税務職員ふたば」がお答えします。
- ▶電話での相談は、**沼津税務署(電話相談センター)** ☎055-922-1560
※音声案内に従い「0」を選択してください。3月15日(金)までご利用いただけます。
- ▶e-Taxの操作方法などがわからないときは、**e-Tax・作成コーナーヘルプデスク** ☎0570-01-5901



チャットボット 税務職員ふたば

所得の申告は様々な行政サービスの基礎資料となる大切な手続きです。申告が必要な人は、必要書類を準備の上、期限までに申告をお願いします。

市県民税の申告

☎ 市民税課 ☎ 055-934-4735

申告会場 **沼津市役所 1階多目的スペース**

開設期間 **2月15日(木)～3月15日(金)**

※土・日曜日、祝日は除きます。

開設時間 **9時～17時**

※上記期間は、市民税課窓口では申告を受け付けていません。



◆令和6年1月1日現在、市内に居住し次のいずれかに該当する人が対象です

- ①市役所から申告書が送られてきた人で、所得税がかからない人
- ②課税所得があるが、確定申告の必要がない人(給与所得以外の所得が20万円以下の人など)
- ③課税所得はないが、所得証明書や非課税証明書等を必要とする人
- ④課税所得はないが、国民健康保険料の額の決定や障がいサービス等の自己負担額の決定に申告が必要で、年末調整や確定申告をしていない人

※税務署に確定申告をした人や、所得が給与所得だけで年末調整が済んでいる人は、申告の必要がありません。

※確定申告が不要でも、扶養親族等の追加をする人は市県民税の申告が必要です。

申告に必要なもの

- ①収入や必要経費を集計した書類(源泉徴収票、収支内訳書など)
- ②各種控除を証明できる書類(国民健康保険料・介護保険料・社会保険料・寄附金の領収書や、生命保険料・小規模企業共済等掛金・国民年金保険料・地震保険料などの控除証明書、医療費の明細書)
※国民年金保険料の控除の申告は、日本年金機構から送付された証明書が必要です。
☎沼津年金事務所 ☎055-921-2201(音声案内に従い「2」を選択してください)
- ③マイナンバーカード
※申告にはマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。
※マイナンバーカードを持っていない人は、通知カード(記載事項が住民票と一致しているもののみ有効)及び運転免許証等の本人確認書類をお持ちください。



※市県民税の申告は、郵送などでもできます。

- ・市ホームページで、市県民税の税額試算と申告書の作成ができます。作成した申告書は、持参または郵送で提出できますのでご利用ください。
- ・申告は、対面、郵送によるほか、収入が0円の人には「ぴったりサービス」を使って電子申告もできます。申告期間中は混雑が予想されるため、できるだけ郵送での提出をお願いします。
- ・詳細は、市ホームページをご覧ください。 [広報ぬまづ](#) [検索](#)

市県民税・所得税の申告が始まります
申告会場をお間違いないよう、ご注意ください



お問い合わせは

各電話番号へ